

「くまなびの日」についてのQ&A【学校向け】

Q 1

「くまなびの日」を連続して取ることはできますか。また、残った日数は、次年度に繰り越すことはできますか。

A 1

「くまなびの日」を連続して取得することはできますが、残った日数を次年度に繰り越すことはできません。

Q 2

どのような活動であれば「くまなびの日」の対象になるのですか。

A 2

保護者等とともに、校外で行う体験的な学習活動が「くまなびの日」の対象ということになります。下記、学びのキーワードに関連した活動を想定しています。

なお、県教育委員会ホームページの「くまなびの日」のページに、各学校での取得事例をまとめた「事例集」を公表していますので、参考にしてください。

■学びのキーワード■

見て学ぶ：歴史 科学 文化 史跡 環境 防災 美術 読書 等

ふれあい学ぶ：自然 動物 植物 伝統文化 国際交流 等

体験して学ぶ：農業 漁業 林業 ものづくり スポーツ 音楽 等

その他の学び：SDG s D X 等

【「くまなびの日」のページ】<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/203000.html>

Q 3

「くまなびの日」の取得を許可できない事例はありますか。

A 3

「くまなびの日」は、事前届出によって取得できる制度となっています。許可制ではありませんので、事例集を参考にしながら、「くまなびの日」の趣旨と事前届出の内容を踏まえて、積極的な取得につながるよう各学校で取り扱ってください。

Q 4

週休日等と組み合わせて「くまなびの日」を取得することはできますか。

A 4

取得の仕方に制限は設けていませんが、教育活動等への影響を踏まえて、各学校で「くまなびの日」を取得できない日（期間）を設定することができることとなっています。

なお、設定する場合は、年度当初など早い時期に保護者等へ事前に周知してください。

Q 5

一緒に体験する保護者等の範囲はどこまでですか。

A 5

保護者が認めた祖父母、おじ、おば、成人した兄弟姉妹を想定しています。それによらない場合は、個別に御判断ください。

Q 6

「くまなびの日」の出席簿や指導要録上の取扱いはどのようなになるのですか。

A 6

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）（平成31年3月29日文部科学省）が示す「出席停止・忌引等の日数」における「教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として取り扱います。

【指導要録への記載例】

インフルエンザで4日、くまなびの日で2日休んだ場合

授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなければならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
200	6	194	0	194	インフルエンザ4、くまなびの日2

Q 7

給食の取扱いはどのようにになりますか。

A 7

「くまなびの日」の取得により登校しない子供については、可能な限り給食をカットすることが望ましいことから、「『くまなびの日』を取得する●日前までに届け出をすれば、給食をカットすることが可能」というように、実情に応じたルールを設定し、保護者等へ周知をしてください。

Q 8

実施要項で定める取得届（参考様式）は、各学校で変更しても問題ありませんか。

A 8

差し支えありません。

各学校において必要と判断される事項があれば、様式に適宜記入欄を追加してください。

なお、実施要項で必須としている事項（取得日、体験場所、一緒に体験する保護者等、体験内容）については、必ず記載をお願いします。